

国有財産売払（先着順）のながれ

公示日 令和6年6月27日（木）

- 物件は、現況有姿（あるがままのすがた）の引渡しです。
- 必ず売払申請者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

【売払申請書類の作成・提出】

受付期間 令和6年7月8日（月）午前9時00分から
令和6年10月11日（金）午後5時00分まで（必着）
※（土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く）

- 「普通財産売払申請書」に次の書類を添付し、受付場所に持参又は郵送（簡易書留郵便）により申込みください。なお、郵送の場合、受付場所に書類が到達した日が受付日となります。
 - ・個人の場合：「誓約書」、「同意書」、「住民票抄本（マイナンバーの記載のないもの）」
 - ・法人の場合：「誓約書」、「同意書」、「現在事項全部証明書」、「役員一覧」※受付場所は物件所在地を管轄する東北財務局、財務事務所（公示書記載のとおり）となります。
※「普通財産売払申請書」、「誓約書」、「同意書」、「役員一覧」の様式は、**所定の様式**を使用してください。様式は受付場所にて配布しているほか、東北財務局のホームページからも取得可能です。
※「住民票抄本」、「現在事項全部証明書」は、発行から3か月以内のものに限ります。

【資格審査・契約相手方の決定】

- 受付期間中に、最初に「普通財産売払申請書」が受理された方を契約予定相手方として決定します。
※資格審査のため、警察当局へ情報を提供します。
- 同日に複数の方から「普通財産売払申請書」の提出があった場合は、資格審査後、別途指定する日にくじにより契約予定相手方を決定します。
- 資格審査のうえ契約相手方を決定した場合には、書面によりお知らせします。

【 売買契約の締結 】

- 契約相手方を決定した日から30日以内に売買契約を締結します。
- 契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等の諸費用は売払申請者の負担となります。

【 売買代金の支払い 】

- 契約締結時に全額支払う方法や、売買代金の10%以上の契約保証金を納付し、売買契約の日から20日以内に残額を支払う方法等があります。

【 所有権の移転 】

- 所有権移転登記の手続きは、売買代金の全額納付を確認後、国が行います。